

議提第8号

白石市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成27年12月17日

提出者 白石市議会議員 志村 新一郎

賛成者 白石市議会議員 山田 裕一

〃 〃 保科 善一郎

〃 〃 伊藤 勝美

〃 〃 澁谷 政義

〃 〃 佐藤 秀行

〃 〃 松野 久郎

白石市議会議長 佐久間 儀郎 殿

白石市議会委員会条例の一部を改正する条例

白石市議会委員会条例（昭和42年白石市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「産業部、建設部」を「市民経済部、建設産業部」に改め、同項第2号中「民生部」を「保健福祉部」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。